

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	鳥取東中学校トイレ改修に伴う追加設計業務委託	
担当部・課名	都市整備部都市整備課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社上坂設計 大阪府大阪市北区太融寺町3番24号	
契約金額(税込)	2,761,000円	
契約締結日	令和5年5月10日	
契約期間	契約締結日から令和6年3月29日まで	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	令和4年度実施の「鳥取東中学校トイレ改修等工事設計業務委託」において工事実施の際に建築基準法に基づく建築確認申請等の各種申請が必要な改修内容となりました。また、令和6年度に実施予定のⅡ期工事においては物価等の上昇に伴い積算の見直しが必要となります。 今回の業務は実施設計に基づく各種申請業務と既に設計が完了しているⅡ期工事の積算単価の見直しを行うものです。 そのため、実施設計業務を行った者と別の者が実施すると責任の所在が不明確となる為、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、鳥取東中学校トイレ改修等工事設計業務委託と同一業者である株式会社上坂設計と随意契約を行うものであります。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	学校給食センター用地整理業務委託	
担当部・課名	生涯学習部・学校給食センター	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪府中央区船越町1丁目3番6号 フレックス大手前	
契約金額（税込）	3,240,600 円	
契約締結日	令和5年5月8日	
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<b>■ 第2号</b> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <b>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</b> <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。 契約相手方の協会は、官公署による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、またはその登記の嘱託若しくは申請等を適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、法制化(土地家屋調査士法第63条及び64条)されている、唯一の公益法人であり、協会が本業務の条件に最適な人選を行い、万一、損害賠償の請求を受けた場合の損害補償については「損害賠償責任保険」により補償し、紛争等についても処理することができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約するものである。